

この様式をコピーして使用してください。

【佐賀県への寄附申込書様式】
（高額通学費加算額返還免除専用）

提出先：佐賀県 教育総務課

※この「ふるさと納税」寄附申込書は、スマートフォンやPC環境がなく佐賀県HPからのお申込みができない場合に、ご利用いただくものです。
※佐賀県HPから寄附申込を行っている方は、この寄附申込書の提出は不要です。（返還免除状況調査票（様式1号）は提出する必要があります。）
※スマートフォン等で佐賀県HPからの寄附申込みが可能な方は、原則、佐賀県HPからお申込みいただくようお願いいたします。
※寄附金控除関係書類は、育英学生本人の住所にのみ送付いたします。
※住民票住所地に変更があった場合、速やかに佐賀県教育総務課あて連絡をお願いいたします。

「ふるさと納税」 寄附申込書

佐賀県知事様

以下のとおり、佐賀県へ寄附します。

年 月 日

| | | | | | |
|------|--|---|-----|---|---|
| 育英学生 | ふりがな | | 連絡先 | - | - |
| | 氏名 | | | | |
| | 住所① <small>（住民票どおり） ※記入必須</small> | 〒 | - | | |

※寄附申込日時点の育英学生の“住民票”の住所を正しく記載してください。
※寄附のお礼の品の送付は、R7.9をもって終了しました。

① 寄附額

円

※寄附額が1万円以上であることが返還免除の要件です。

プロジェクト

寄附金は後輩の育英学生のための資金となります。大切に活用させていただきます。

修学資金充実プロジェクト

② 「ワンストップ特例制度」の申請を希望されますか。（申請すれば、確定申告をしなくても、住民税から税金が控除されます。）

なお、ワンストップ特例申請はオンラインからも可能です。詳細は以下の佐賀県HP（QRコード）をご確認ください。

▽佐賀県（佐賀県庁）へのふるさと納税（寄附）における確定申告・ワンストップ特例申請について



※ワンストップ特例制度の対象となる方

- ・ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で、所得税や住民税の申告（確定申告）を行う必要がない方（年収2,000万円以上の方や、事業を行っている方、医療費控除等のため確定申告をされる方等は対象外）
- ・その年にふるさと納税をされる自治体の数が5自治体以下であると見込まれる方

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です

申請を希望する

申請を希望しない

→希望された方には、後日、「申告特例申請書」様式を郵送します。

書面での提出をご希望の方は、必要事項を記入の上、郵送にて佐賀県へ提出してください。切手代は寄附者負担となります。

●個人情報の取扱いについて

お預かりした個人情報は、佐賀県税政課に提供し、この申し込みに基づく寄附金の収納、お礼状やワンストップ特例事務、広報資料の送付など、寄附金に係る事務のために使用します。ただし、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。また、寄附金受領証明書・ワンストップ特例申請書発送等の事務については、株式会社トラストバンク及び株式会社Workthy（ワークシー）へ必要な情報を提供しますが、各法人においても個人情報の管理を徹底します。詳しくは、佐賀県個人情報保護方針（<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>）をご覧ください。なお、上記の内容に同意の上、以下にチェックをお願いします。

上記の内容を全て同意します。

【寄附手続の流れと返還免除の手続】

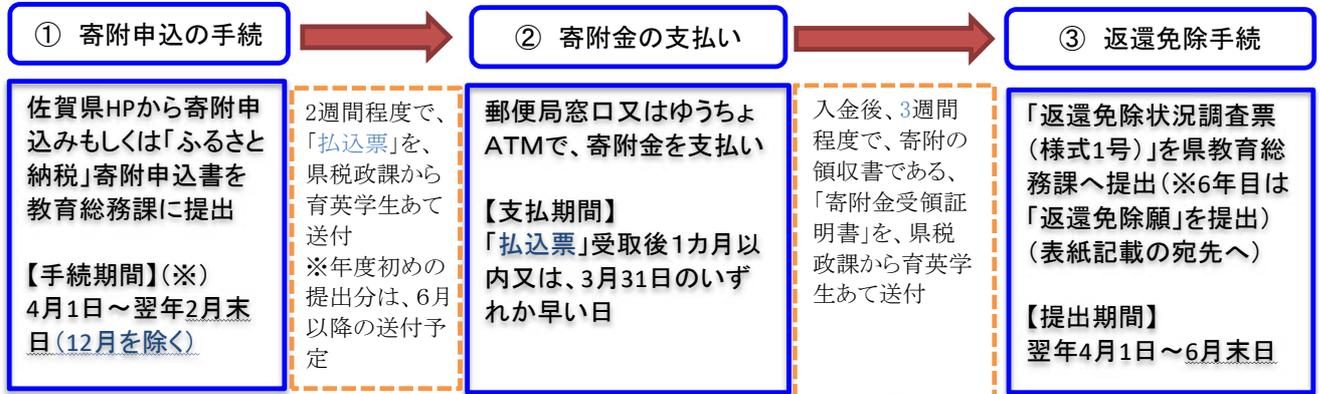
○ 県内に居住又は就業していない月（1か月の日数が15日以下）がある年度は、毎年度「ふるさと納税」による返還免除の手続（①～③）が必要です。手続きの流れについては別紙をご覧ください。

「ふるさと納税」とは、自治体への寄附のことです。

個人が、自治体へ寄附をすると、一定の範囲内で、寄附金額から2,000円を差引いた額が所得税や住民税から控除されます。「生まれ育ったふるさとに貢献できる」制度で、「ふるさと納税」と呼ばれます。

佐賀県育英資金では、県内居住又は県内就業していない育英学生のために、佐賀県への「ふるさと納税」による寄附を高額通学費加算額の返還免除の要件の一つとしています。

寄附の流れと返還免除を受けるための手続



(自治体へ寄付した場合、税制上の優遇措置を受けることができます。)

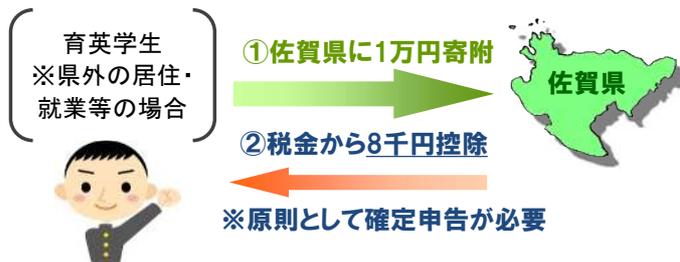
※年度内(3月31日まで)に寄附(入金)をしていない場合は、返還免除の対象とはなりません。

税制上の優遇措置について

～税の軽減を受けるには、原則として確定申告が必要～

税務署で確定申告(原則として、寄附された年の翌年の2月16日から3月15日まで)をすることにより、寄附金の2,000円を超える部分が、寄附をした年分の所得税から還付され、翌年度の住民税から控除されます。

控除される額は、住民税所得割の2割までが限度など、一定の制限があります。(下の表参照)



| 2,000円を超える分が全額控除される寄附額の目安 | | | |
|---------------------------|---------|------------------|-----------------|
| 寄附者(育英学生)の給与収入 | 独身 | 共働き+子2人(大学生・高校生) | 夫婦+子2人(大学生・高校生) |
| 300万円 | 28,000円 | 7,000円 | — |
| 500万円 | 61,000円 | 36,000円 | 28,000円 |

【お問い合わせ】

①返還免除の要件や手続に関して 〈佐賀県教育総務課〉

・TEL: 0952-25-7148

・E-mail: ikueishikin@pref.saga.lg.jp

②ふるさと納税制度に関して 〈佐賀県税政課〉

・TEL: 0952-25-7028

・E-mail: sagakenkifu@pref.saga.lg.jp

「ワンストップ特例制度」について

～要件を満たす方は、確定申告をせずに寄附金控除が受けられます～

【ワンストップ特例制度を受けられる方の要件】

■職場で年末調整され、確定申告をする必要のない給与所得者(サラリーマン、公務員など)であること

※年収2,000万円以上の方や、事業を行っている方、医療費控除等のため確定申告をされる方は対象外です。

■1年間の寄附先が5自治体以下であること

【手続の流れ】

寄附申込書の「ワンストップ特例を希望する」にチェックして提出

佐賀県から「払込票」が送付されるので、ゆうちょ通帳アプリ・郵便局窓口・ゆうちょATMのいずれかの方法で寄附金を支払う

【寄附金税額控除に係る手続き】

以下①②のいずれかを行うことで、寄附金税額控除を受けることができます。

①「自治体マイページ」からオンラインにてワンストップ特例申請を実施

※詳細は佐賀県HP「佐賀県(佐賀県庁)へのふるさと納税(寄附)における確定申告・ワンストップ特例申請について」を参照

②佐賀県から送付される「申告特例申請書」様式に必要事項を記入し、佐賀県へ郵送にて申請(切手代寄附者負担)

※寄附した年の翌年1月10日までに佐賀県県民協働課あて提出(必着)

翌年度の住民税が課税される際に、税が軽減される